

沼津市私立学校振興事業費補助金交付要綱

昭和63年3月28日

告示第24号

(趣旨)

第1条 市長は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第10条の規定に基づき、学校法人に予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「学校法人」とは、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(以下「法人」という。)をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、法人が行う事業の経費のうち次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 教育研究用機器備品整備費
- (2) 学校施設整備費

(補助金)

第4条 補助金は、前条の補助対象費の一部を助成するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。